

債券新規発行終了に伴う特別規定

- この規定では、割引商工債（ワリショー）、利付商工債（リッショー）、商工債（利子一括払）（リッショーワイド）をあわせて「債券」といいます。
- この規定は、債券の新規発行終了に伴う取扱いについて規定したものです。
- この規定は、債券の新規発行を終了する平成24年12月28日より適用されます。

〔個人のお客様についての規定〕

1. 債券から定期預金への自動振替等

- (1)当金庫よりお届けの住所に送付した「ワリショー、リッショー、リッショーワイドの新規発行終了についてのお知らせ」（以下「お知らせ」といいます。）がお客様へ届き、その内容に対してお客様より特段の申し出がないかぎり、債券の償還日に当金庫所定の定期預金へ自動的に振替させていただきます。
- (2)当金庫よりお届けの住所に送付したお知らせがお客様へ届き、その内容に対してお客様より特段の申し出がないかぎり、商工債買入預金を自動的に解約し、総合口座普通預金（以下「普通預金」といいます。）へ自動的に入金させていただきます。なお、普通預金をお持ちでない場合には、普通預金を自動的に開設の上で入金いたします。

〔債券償還受入預金についての規定〕

2. 預入目的

- (1)債券償還受入預金（以下「受入預金」といいます。）は、当金庫より送付したお知らせがお客様に届かなかつた場合など債券の償還日にそのお取扱い方法をご指定いただいていない場合に、その償還元利息を受入れするための預金です。（お客様による入金はできません。）
- (2)ただし、総合口座取引規定における当座貸越による貸越金の残高がある場合は、前項の限りではありません。

3. 払戻し、解約等

- (1)受入預金の払戻しは、原則として解約のための払戻しにかぎりません。一部払戻しはできません。
- (2)受入預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳またはお取引証とともに取引店へ提出してください。

4. 取扱店舗の範囲

受入預金の解約は、取引店でのみ取扱います。

5. 保険事故発生時におけるお客様からの相殺

受入預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、相殺できるものとします。

6. 付利

受入預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の別段預金の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

8. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日というものとします。

- ① 第7条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ② この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

9. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

〔総合口座通帳または債券総合口座通帳をお持ちでない個人のお客様についての規定〕

10. お取引証による取引

- (1)当金庫よりお届けの住所に送付したお知らせがお客様へ届き、その内容に対してお客様より特段の申し出がないかぎり、お客様の保護預り口座は、次の取引により構成され、保護預り口座の証として発行しているお取引証により取引できます。
 - ① ワリショー保護預り
 - ② リッショー保護預り
 - ③ リッショーワイド保護預り
 - ④ 商工債買入預金（以下「買入預金」といいます。）
 - ⑤ 普通預金
 - ⑥ 新型定期預金（以下「マイハーベスト」といいます。）
 - ⑦ 自由金利型定期預金（以下「大口定期」といいます。）
 - ⑧ 自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」といいます。）
- (2)お客様からの申し出により、総合口座通帳（以下「通帳」といいます。）への切替ができます。この場合、お取引証は通帳に組み込まれますので、お持ちのお取引証は利用できなくなります。
- (3)通帳への切替を行ったお客様の取引は、総合口座取引規定により運用されます。ただし、当座貸越取引については、当金庫所定の手続きを行うまでは、債券を担保とすることができません。
- (4)通帳へ切替するまでは、新型定期預金＜マイハーベスト＞規定、自由金利型定期預金規定（通帳式）、自動継続自由金利型定期預金規定（通帳式）、自由金利型定期預金（M型）規定（通帳式）＜単利型＞、自由金利型定期預金（M型）規定（通帳式）＜複利型＞、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（通帳式）＜単利型＞、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（通帳式）＜複利型＞の各規定に記載の「通帳」は「お取引証」と、「通帳記載」は「別途発行する期日のご案内等に記載」とそれぞれ読み替えます。

11. 取引内容、残高通知

削除

12. 届出事項の変更、お取引証の再発行等

- (1)お取引証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)お取引証または印章を失ったときの普通預金、マイハーベスト、大口定期、スーパー定期（以下「定期預金」といいます。）および買入預金の払戻し、解約、もしくは債券の払出し、買取り、またはお取引証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。
- (3)お取引証を再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。
- (4)届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着し、または、到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他

必要な事項を書面によってお届けください。

- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. 印鑑照合等

受付票、払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を、かねてお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故がありましても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. 取扱店舗の範囲

- (1)普通預金の預入れまたは払戻しは、取引店のほかに当金庫国内本支店のどこの店舗でもお取扱いただけます。
- (2)債券の償還（償還期日前における買取りを含みます。）、保護預りの預入れおよび払出し、買入預金の預入れおよび払戻しは、取引店でのみ取扱います。
- (3)定期預金の預入れまたは継続は、取引店でのみ取扱います。定期預金の払戻しは、原則として取引店で取扱います。

16. 証券類の受入れ

- (1)普通預金または定期預金の預入れには、現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はお客様があらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものは、その手続きを済ませてください。
- (4)手形・小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず所定の金額欄記載の金額により取扱います。
- (5)証券類の取立てのため、とくに費用を要するときは、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

17. 振込金の受入れ

- (1)普通預金または定期預金の預入れには、為替による振込金を受入れます。
- (2)普通預金または定期預金の預入れのための振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等のご発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

18. 受入証券類の決済、不渡り

- (1)証券類は受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうへでなければ、受入れた証券類の金額にかかる普通預金・定期預金の払戻し、解約はできません。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、普通預金への入金、定期預金の預入れ取引は成立しません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳、定期預金元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3)前項の場合、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

19. 債券の預入れ

お客様お手持ちの債券をこの取引のため預入れるときは、当金庫所定の保護預り依頼書に債券を添えて、お取引証とともにお取引店へ提出してください。

20. 普通預金の払戻し

- (1)普通預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、お取引証とと

もに提出してください。

- (2)普通預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3)普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

21. 債券の払出し

- (1)債券を払出すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してお取引証とともに取引店へ提出してください。なお、ワリショー及びリッショーについて払出しができるのは、償還、他の口座への預け替え、買取りを請求する場合または当金庫が事情やむをえないと認める場合にかぎります。
- (2)リッショーワイドについては、償還、他の口座への預け替えまたは買取りを請求する場合を除き、払出しを請求することはできません。
- (3)リッショーワイドについては償還期日の4年前の応当日以前(以下「買取請求禁止期間」といいます。)においては、口座の名義人の死亡その他、当金庫が事情やむをえないと認める場合を除き、買取請求に対する払出しをしません。

22. リッショーワイドの買取り

お預りしたリッショーワイドの買取りを請求する場合には、当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印して、お取引証とともに取引店へ提出してください。その際にはこの口座から払出し、当金庫所定の計算により買取り、その代金を支払います。

23. 預金利息

- (1)この口座の普通預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2)この取引における普通預金、定期預金の各利率は金融情勢等の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

24. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第26条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

25. 取引の制限等

- (1)当金庫は、職業、事業内容、取引目的、国籍、在留資格、在留期間等の預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

26. 解約等

- (1)普通預金口座を解約する場合には、お取引証を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、こ

の取引は終了するものとします。なお、定期預金の残高があるときは定期預金通帳を別途発行します。

(2) リッシュワイド保護預りの解約に際しては、保護預り中の当該債券すべての買取請求があったものとして取扱います。ただし、買取請求禁止期間中のリッシュワイドがある場合については、当金庫が事情やむをえないと認める場合を除き、保護預りの解約はできません。

(3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者等に通知することによりこの債券の保護預りおよび預金取引を解約し、この取引を終了することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこの取引の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この取引の債券および預金の預金者等が第27条第1項に違反した場合
- ③ 当金庫が別途定める取引時確認手続きにおいて確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合
- ④ この取引の債券および預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ この取引の債券および預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

- ① 預金者等が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を

妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

- (5)保護預り中の債券については、本条第3項、第4項により解約する場合には本条第2項を準用し、預金取引については、全預金全額を対象とします。
- (6)この取引の定期預金および債券の残高がいずれも零となった場合に、この取引が、当金庫が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの取引を停止することができるものとします。
- (7)本条第3項、第4項により、この債券の保護預りおよび預金口座が解約され残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、お取引証と届出の印章を持参のうえ、取引店に申出て下さい。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

27. 譲渡、質入れの禁止

- (1)保護預り中の債券、普通預金、定期預金、この取引契約上の地位その他この取引に基づくいっさいの権利およびお取引証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

28. 保険事故発生時におけるお客様からの相殺

- (1)定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。また、リッシュローワイドは、償還日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。また、買入預金、普通預金も同様に相殺することができるものとします。
- (2)前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、お取引証とともに直ちに当金庫に提出してください。
 - ② 前①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。また、リッシュローワイドは、計算期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、当金庫所定の計算により買取り、その取得金をもって、借入金等の債務の弁済にあてるものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4)前第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)前第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるとき

には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

29. 規定等の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の他の約款・規定等により取扱います。

30. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(2024年3月11日現在)